

令和 5 年度第 16 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提 出 日：令和 5 年 1 月 2 日
 担当部・課：復興企画部復興推進課〔内線 5520〕

① 件 名	復興交付金事業計画の実績に関する評価の公表について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 東日本大震災復興交付金制度要綱第 10 の 3 の規定に基づき、「計画終了年度（全事業完了年度）の翌年度の 12 月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び復興交付金事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う」こととされており、本市では令和 4 年度に全事業が完了したことから、令和 5 年 12 月末日までに評価の公表を行う必要がある。</p> <p>【目的】 当該計画の達成状況及び実施状況の実績に関する評価を行い、令和 5 年 12 月末日までに評価の公表を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 24 年 1 月 石巻市復興交付金事業計画の提出 ～令和 4 年 7 月 石巻市復興交付金事業計画の変更提出（申請 27 回、期間延伸等 8 回） 令和 5 年 3 月 石巻市復興交付金事業計画による計画年度終了</p>
⑤ 主な内容	<p>当該計画の実績に関する評価は、個別事業の実績に関する評価（以下「個別評価」という。）と総合的な実績に関する評価（以下「総合評価」という。）により評価の公表を行う。いずれも評価を実施するにあたり、評価の透明性、客観性、公正性の確保に努めるよう要綱に規定されているため、それぞれ以下の方法により評価を行った。</p> <p>○個別評価：当該計画の基幹事業ごとに事業担当課が作成した素案を基に、復興企画部において評価案の作成を行った。</p> <p>○総合評価：評価の透明性、客観性、公平性を確保するため、宮城県による確認を経て、復興企画部において評価案の作成を行った。</p> <p>※個別評価の事業一覧及び総合評価は別添のとおり。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 復興交付金事業計画の達成状況や実施状況の評価について公表することにより、広く周知が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>平成 29 年度公表：白石市 令和 3 年度公表：多賀城市、大崎市、登米市、栗原市、利府町、大郷町、涌谷町、美里町 令和 4 年度公表：仙台市、松島町</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和 5 年 12 月末 評価様式を復興庁へ提出 市ホームページにより公表</p>
⑨ その他	